

4支部事務だより

学校事務共同実施会 平成19年度 第2号

梅雨に入り不安定なお天気が続きますが、体調をこわさないように気をつけて仕事をしていきましょう!



住民税の金額はあっていますか?



6月から住民税の金額が変わっています。「平成19年度 市民税・県民税 特別徴収税額の決定 通知書」の金額と給与明細書の金額に相違がないか確認をしてください。

※以下の方は普通徴収です(給料からは徴収されません)。

- ・新規採用者(割愛採用者は除く)
- ・再仟用教職員
- ・育休、休職等の職員
- ·臨時的任用教職員
- ・非常勤職員





期末勤勉手当・・・支給日 平成19年6月29日(金)



期末勤勉手当の支給割合は次のとおりです。

	支給割合
期末手当	1. 4
勤勉手当	0. 725
合 計	2. 125



家族休暇取得基準に就学時健診が追加



勤務時間に関する規則等の運用が改正され、平成19年4月1日から**家族休暇**の基準として「学校等が実施する行事に出席する場合」の中に**就学時健診時の付き添い**が加わりました。



互助組合の Web チケットサービスが始まります



教職員互助組合と「チケットぴあ」が提携し、パソコンや携帯電話からチケットを購入できるサービスが7月5日より始まります。(取り扱う公演等は静岡県内のものが中心となります。) 詳しくは互助組合ホームページまたは互助新聞7月号等をご覧下さい。



1 入院に係る高額療養費について

平成19年4月1日より、**70歳未満の方が入院した場合、医療機関の窓口での支払額が高額療養** 費の自己負担限度額までとなりました。

① 窓口で自己負担3割を支払う → あとで高額療養費分が自動給付される (これまでと同じ)



または

② 窓口で下記の表で求めた**自己負担限度額**を支払う (支払い時の負担が軽減される) ※この制度を受けるためには、**あらかじめ「限度額適用認定証」が必要**なため、ご希望の 方は事務職員へお知らせください。

適用区分	自己負担限度額*(窓口での支払額)
上位所得者	150,000 円+(医療費-500,000 円)×1%
(給料額※が424,000円以上)	
一般所得者	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
(上記以外の方)	

[※] 給料額 = 給料月額 + 給料の調整額 + 教職調整額

2 公費負担医療の対象者は届出をお願いします

公費負担医療との重複支給を避けるため、下記の助成の対象となっている教職員及び被扶養者の方は届出が必要です。(該当される方は、事務職員へお知らせください。)

また、新たに医療費助成事業の対象者になったとき、受給者証を更新したとき、受給資格を失ったときも、速やかに届出をしてください。

対象となる医療費助成事業

- (1) 母子家庭医療費助成事業
- (2) 重度障害者(児)医療費助成事業
- (3) 国及び地方公共団体の公費負担医療
 - ア 障害者自立支援法によるもの(更生医療・育成医療・精神通院医療)
 - イ 児童福祉法によるもの(療育の給付・小児慢性特定疾患)
 - ウ 特定疾患治療研究事業によるもの(特定疾患等)
 - エ ア〜ウ以外の公費負担医療
 - ※ 乳幼児医療費助成事業の対象者については、届出の必要はありません。

3 介護講座のお知らせ

認知症についての知識や対応について学ぶ介護講座が開催されます。受講を希望する方は

月 日までに までお知らせください。

中部地区 日にち: 平成19年8月1日(水)・8月2日(木)

場所 : 静岡県介護実習・普及センター(県総合社会福祉会館内)

^{*}自己負担限度額は同一月、1 医療機関ごとの支払額です